

平成22年度高知県公立小・中学校及び高知県立学校 主幹教諭並びに指導教諭任用候補者選考審査実施要項

1 目 的

この選考審査は、平成22年度の高知県公立小・中学校及び高知県立学校の主幹教諭並びに指導教諭任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

2 選考審査を受審できる者

- (1) 高知県内の公立学校若しくは国立大学法人高知大学の附属小・中・特別支援学校の教諭
- (2) 高知県若しくは県内市町村の教育委員会事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）に勤務する職員

上記(1)又は(2)の職員で、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有し、平成22年3月末で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する職（以下「教育に関する職」という。）に5年以上あり、平成22年4月1日現在の年齢が36歳以上の者とする。

3 出願手続等

- (1) 願書等の提出

この選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限るものとし、出願にあたっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

- ア 選考審査願書
- イ 自己評価書（本人密封）

- (2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村（学校組合）立学校にあっては市町村（学校組合）教育長を経由し、県立学校長及びその他の所属長にあっては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

- (3) 提出期限

平成21年8月27日（木）

4 所見書（評価書）の提出

- (1) 高知県教育長は、選考審査の出願者について、市町村（学校組合）立学校の職員にあっては学校長及び市町村（学校組合）教育長に、また、県立学校の職員にあっては学校長に、その他の職員にあっては所属長に、所見書の提出を求める。
- (2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

5 選考審査

選考審査は、下記(1)の内容で実施する。

(1) 審査内容

① 筆記審査

(i) 審査日時 : **平成21年9月26日(土)**

9:50~10:20 受付

10:20~10:30 説明

10:30~11:30 筆記審査(法令問題等)

(ii) 審査会場 : ① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

(iii) その他 : ① 出題傾向等については、教育政策課のホームページに掲載する。

② 「2 選考審査を受審できる者」の(2)に示された者のうち、高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員は、「5 選考審査」の筆記審査に代えて課題論文とする。

② 面接審査

筆記審査に合格した者を対象に実施する。審査日時及び審査会場は、面接審査の対象者に別途通知する。

(2) 審査結果の有効期間

筆記審査及び面接審査の結果は、2年間有効とし、有効期間内の再受審は認めない。

ただし、教頭任用候補者選考審査への受審は可能とする。

6 校長の推薦による受審

(1) 選考審査を受審できる者

「2 選考審査を受審できる者」に該当し、被推薦者の現所属の校長から推薦を受けた者。

(2) 出願手続等

「3 出願手続等」と同じ。

(3) 主幹教諭及び指導教諭任用候補者推薦書(校長の推薦による受審用)の提出

被推薦者の校長が推薦書を作成し、上記(2)に従い提出期限までに提出すること。

(4) 審査内容

「5 選考審査」の(1)と同じ。

(5) 審査結果の有効期間

「5 選考審査」の(2)と同じ。

7 配置

(1) 主幹教諭は、小・中学校及び県立学校にモデル校を指定し、そのモデル校に配置する。

(2) 指導教諭は、小・中学校にモデル校を指定し、そのモデル校に配置する。